

函館市病院局前金払制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市病院局契約規程（平成18年病院局規程第23号。以下「規程」という。）第43条に規定する前金払について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象となる工事の範囲)

第2条 前金払の対象となる工事の範囲は、函館市病院局（以下「局」という。）の発注する次に掲げる工事とする。

- (1) 契約金額が300万円以上で、かつ、工期が50日以上 of 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計および調査ならびに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）
- (2) 契約金額が300万円以上で、かつ、納期が50日以上 of 土木建築に関する工事の設計および調査
- (3) 契約金額が200万円以上で、かつ、納期が50日以上 of 測量
- (4) 契約金額が3,000万円以上で、かつ、納期が90日以上 of 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造

(前金払の額)

第3条 前金払により支払うことができる金額は、当該契約金額に別表に掲げる工事の種別に係る経費の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じて得た額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

2 前条第1号の工事のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するときは、既にした前金払に追加して、契約金額の10分の2に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。ただし、既にした前金払との合計額は、契約金額の10分の6を超えることはできない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきもの

とされている作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 当該工事の工期が100日以上であること。

(要件の認定)

第4条 前条第2項に規定する前金払の要件のうち、同項第3号の認定については、工事旬報等の出来高の率に請負代金額を乗じて得た額により認定することができるものとし、材料等がある場合には、これに相応する請負代金相当額を工事旬報等の出来高に加算した額をもって、進捗率を認定することができるものとする。

(保証契約証書の提出)

第5条 前払金の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求する者は、次に掲げる書類を公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 前項の規定により締結した保証契約に係る保証契約証書

(2) その他管理者が必要と認める書類

3 前項の保証契約証書を提出した者は、局と締結した工事に係る契約内容の変更に伴い、当初の契約金額に増減が生じたときは、遅滞なく当該変更に係る保証契約証書を管理者に提出しなければならない。

(前払金の追加払または返還)

第6条 管理者は、契約内容の変更に伴って契約金額が著しく増額になったときは、当該増額後の契約金額について第3条の規定により計算して得た額と支払済みの前払金の額との差額を前払金として追加払することができる。

2 管理者は、契約内容の変更等に伴って契約金額が減額し、支払済みの前払金の額が当該減額後の契約金額について第3条の規定により計算して得た額を超えることとなったときは、当該超える額（超過額という。以下この条において同じ。）を契約金額の減額があったときか

ら30日以内に返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、その超過額を返還することが著しく不適當である場合または管理者が特に認めた場合は、返還させないことができる。

（前払金の返還）

第7条 管理者は、前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部または一部を返還させるものとする。

- （1） 当該工事に係る契約が解除されたとき。
- （2） 第5条第1項に規定する保証契約が解除されたとき。
- （3） 前払金を当該前払金に係る工事以外の経費の支払に充てたとき。

（遅延利息）

第8条 管理者は、第6条第2項本文または前条の規定により前払金を返還すべき者が指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を納付させるものとする。

（前金払に伴う部分払の特例）

第9条 前払金の支払を受けた者に対し支払う部分払の額は、次に定める額以内の額とする。

- （1） 第1回の部分払は、規程第44条の規定による支払金額と、前払金に当該工事の既済部分の出来高を乗じて得た額との差額
- （2） 第2回以降の部分払にあつては、規程第44条の規定による支払金額と、前払金に当該工事の既済部分の出来高を乗じて得た額に前回までに支払った部分払の金額を加えた額との差額

2 第3条第2項に規定する前金払については、部分払と併用することができない。また、その選択は当該契約締結時までに選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

ただし、債務負担行為または継続費（以下「債務負担行為等」という。）に基づく契約については、当該年度における出来高予定額に達していた場合には、各年度の支払限度額の範囲内で、第10条に掲げる部分払を行うことができるものとする。

(債務負担行為等に基づく契約条項等)

第10条 債務負担行為等に基づく契約は、函館市病院局工事標準約款にあっては別紙の条項、函館市病院局業務委託標準約款にあっては必要に応じ別に定める条項を追加して締結するものとする。

2 債務負担行為等に基づく契約に係る前金払および部分払については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 前金払

ア 債務負担行為等に基づく契約に関し、前金払をする場合は、各会計年度ごとに当該会計年度のでき形部分等予定額を請負代金額とみなして前払金額を算出するものとする。ただし、各会計年度ごとにでき形部分等予定額を定めることができない契約にあっては、別に定める。

イ 前会計年度においてでき形超過額（前会計年度までのでき形部分等予定額を超えて施行されたでき形部分等に相当する契約金額相当額をいう。以下同じ。）があり、当該会計年度において当該でき形超過額に対し部分払をしているときは、アの本文の規定にかかわらず、当該会計年度のでき形部分予定額から当該でき形超過額を控除して得た額を契約金額とみなすものとする。

ウ 保証事業会社との保証契約は、各会計年度末（最終の会計年度にあっては当該契約の完成時期）を保証期限として締結させるものとする。

エ 前会計年度末におけるでき形部分等に対する契約金額相当額が前会計年度までのでき形部分等予定額に達しない場合は、その額が当該でき形部分等予定額に達するまで当該会計年度の前金払を行わないものとする。

オ 当該会計年度末におけるでき形部分等に対する契約金額相当額が当該会計年度までのでき形部分等予定額に達しない場合は、その額が当該でき形部分等予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。

カ 第3条第2項第1号から第3号の要件については、当該会計年

度を基準とした工期および経費等をもって認定するものとする。

(2) 部分払

ア 債務負担行為等に基づく契約に関し部分払をする場合における当該部分払の額は、次の式により算出して得た額の範囲内の額とする。

$$\begin{aligned} & \text{請負代金相当額} \times \text{部分払すべき率} - [(\text{前会計年度までの支払済額} \\ & + \text{当該会計年度の部分払済額}) + (\text{当該会計年度の前払金額} \times \\ & \frac{[\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までのでき形部分等予定額} + \text{でき形超過額})]}{\text{当該会計年度のでき形部分等予定額}})] \end{aligned}$$

イ 前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までのでき形部分等予定額を超えたときは、当該会計年度の当初に、でき形超過額について部分払をすることができる。この場合において、でき形超過額に係る部分払は、当該会計年度の部分払の回数に含めないものとする。

ウ でき形超過額に対する部分払の場合は、前払金相当額の控除をしないものとする。

エ 部分払をする場合は、原則として、各会計年度において部分払を請求することができる回数を契約に定めるものとする。

(3) 支払限度額等の変更等

ア 前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

イ 契約の締結後、支払限度額およびでき形部分等予定額を変更する必要がある場合の変更の決定および請負人等に対する通知等は、函館市病院局工事標準約款第18条に規定する工事の変更、中止等の場合の例による。

(4) 適用除外

工期が2年度にまたがり、かつ、このうちの最初の年度において支払を行わない契約については、この条の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この要綱の施行の際現に締結されている債務負担行為等に基づく契約であって、この要綱の施行の日以後に前金払をするものについても適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 23 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表

工事の種別に係る経費の区分	割 合
(工事) 1 件の契約金額が 3 0 0 万円以上で、かつ、工期が 5 0 日以上 of 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計および調査ならびに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費および現場管理費ならびに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費 (設計または調査) 1 件の契約金額が 3 0 0 万円以上で、かつ、納期が 5 0 日以上 of 土木建築に関する工事の設計または調査において、当該設計または調査の材料費，労務費，外注費，機械購入費（当該設計または調査において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃および保証料に相当する額として必要な経費 (測量) 1 件の契約金額が 2 0 0 万円以上で、かつ、納期が 5 0 日以上 of 測量において、当該測量の材料費，労務費，外注費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，交通通信費，支払運賃，修繕費および保証料に相当する額として必要な経費 (機械類の製造) 契約金額が 3, 0 0 0 万円以上で、かつ、納期が 9 0 日以上 of 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に必要な経費	契約金額の 1 0 分の 4 以内。ただし、前金払をした後において、契約金額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、減額後の契約金額の 1 0 分の 5 以内 契約金額の 1 0 分の 3 以内。ただし、前金払をした後において、契約金額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、減額後の契約金額の 1 0 分の 4 以内 契約金額の 1 0 分の 3 以内。ただし、前金払をした後において、契約金額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、減額後の契約金額の 1 0 分の 4 以内 契約金額の 1 0 分の 3 以内

(この契約の特則)

令和 年度 金 円

令和 年度 金 円

令和 年度 金 円

令和 年度 金 円

第63条 この契約に基づく前金払については、第34条中「工事完成の時期を保証期限とする」とあるのは、「頭書の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）を保証期間とし」と、第34条および第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度のでき形部分等予定額（前会計年度における第37条第1項の請負代金相当額が前会計年度までのでき形部分等予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度までのでき形部分等予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用するものとする。

3 受注者は、発注者が契約年度に翌会計年度分の前金払を含めて支払う旨を定めた場合は、第1項の規定による読み替え後の第34条第1

項の規定にかかわらず、契約年度において翌会計年度に支払すべき前払金相当額を含めて前金払の請求をすることができる。この場合において、次項の規定は適用しない。

- 4 前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までのでき形部分等予定額に達しない場合は、第1項の規定による読み替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までのでき形部分等予定額に達するまで当該会計年度の前金払の請求をすることができない。

第64条 この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までのでき形部分等予定額を超えたときは、受注者は、当該会計年度の当初に、当該超過額（以下「でき形超過額」という。）について部分払の請求をすることができる。この場合において、でき形超過額に係る部分払は、頭書の部分払回数に規定する回数には含まないものとする。

- 2 この契約において、前金払を受けている場合の部分払の額は、第37条第6項および第7項の規定にかかわらず、次の式により算出して得た額の範囲内とする。この場合において、請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{請負代金相当額} \times \text{部分払すべき率} - [(\text{前会計年度までの支払済額} + \\ & \quad \text{当該会計年度の部分払済額}) + (\text{当該会計年度の前払金額} \times \\ & \quad \frac{[\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までのでき形部分等予定額} + \text{でき形予定額})]}{\text{当該会計年度のでき形部分等予定額}})] \end{aligned}$$

- 3 各会計年度において部分払を請求することができる回数は、次のとおりとする。

令和	年度	回
令和	年度	回